

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各部局課長
各附属機関の長

保存種別第1種

警察庁丁刑企発第164号
警察庁丁給厚発第212号
警察庁丁捜一発第78号
平成12年6月8日
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁長官官房給与厚生課長
警察庁刑事局捜査第一課長

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律の施行に当たっての留意事項について

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号。以下「法」という。）の制定の趣旨、要点については、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律並びに犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定について」（平成12年5月19日付け警察庁丙刑企発第73号、丙給厚発第11号）をもって通達されたところであるが、このうち本日から施行された法第1条中刑事訴訟法第235条の改正規定（強姦罪等の告訴期間の撤廃）についての留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようされたい。

なお、法第1条中刑事訴訟法第157条の2から4までの改正規定（証人の負担の軽減）についての留意事項並びに法及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の内容を踏まえた「被害者の手引」のモデル案等については、別途通知する。

記

1 改正の趣旨

親告罪である強制わいせつ罪及び強姦罪等の性犯罪については、被害者が当該犯罪により受けた精神的ショックや犯人との特別な関係等により、短期間では告訴の意思決定が困難な場合があることから、親告罪のうち、刑法第176条（強制わいせつ）の罪、第177条（強姦）の罪、第178条（準強制わいせつ及び準強姦）の罪、第225条（わいせつ目的等略取及び誘拐）の罪、同条の罪を犯した者を幫助する目的で犯した第227条第1項（わいせつ目的略取等幫助目的被略取者収受等）の罪、同条第3項（わいせつ目的被略取者等収受）の罪又はこれらの罪の未遂罪につき行う告訴については、告訴期間の制限を撤廃することとしたものである。

2 留意事項

- (1) 強姦罪等については、初動捜査の徹底が犯人を特定・検挙する上で不可欠であることから、事件当初、被害者に告訴意思が認められない場合であっても、長期間経過した後、告訴意思を生じることにも想定し、犯罪捜査規範第70条の定めるところにより、所要の捜査を尽くしておくこと。
- (2) 性犯罪により受けた精神的ショック等のため、被害の届出や告訴の意思決定までに時間を要した被害者への対応に当たっては、その心情を十分汲み取り、相手の立場に立って誠実な姿勢で臨まなければならない。その際、事件後長期間経過していること、及びそのことが捜査に与える影響等について、不必要に言及し、被害者に更なる精神的被害を与えたり、あるいは、訴えを適切に取り扱ってくれないのではないかとの疑念を抱かせることのないよう配慮すること。
- (3) 性犯罪の被害者に対する配慮・保護がこれまで以上に求められていることにかんがみ、女性の警察官による対応、専門捜査官の育成等、性犯罪の被害者のための諸対策を更に推進すること。